

2026.2.12

「有姿除却」が認められる条件

Q

セミナーでのご質問

私は会社の経理担当者です。

最近、「有姿除却（ゆうしじょきゃく）」という制度があると聞きました。有姿除却とはどのような制度なのでしょうか。また、当社でも活用できるのでしょうか。

A

キド先生からの回答

有姿除却とは、固定資産を物理的に廃棄していなくても、すでに使用価値が失われている場合に、その資産を現状のまま「除却損」として損金算入できる制度です。この取扱いは、法人税基本通達 7-7-2 に基づいて認められています。有姿除却が認められるためには、次のような条件を満たす必要があります。

1 使用を廃止していること

すでに使用をやめており、今後、通常の方法で事業に使用する可能性がない固定資産であること

2 将来使用される可能性が極めて低いこと

例えば、・特定製品の生産専用として使用していた金型・当該製品の生産を中止したことにより、今後使用される見込みがほとんどないものなどが該当します

3 有姿除却とする理由に相当性があること

- 廃棄に多額の費用がかかる
 - 会社所有の空き地などに保管・放置せざるを得ない
- といった、物理的に廃棄しない合理的な理由が必要です

4 今後使用できない状態であること

- 再使用の可能性を排除するため、
- 車両であればナンバープレートを外す
 - エンジンや主要部品を取り外す
- など、客観的に使用不能であることを示す措置が求められます

■有姿除却を行う際の注意点

有姿除却を適用する場合は、・使用を廃止した事実・再使用の可能性がないことを客観的に説明できるよう、写真、社内資料、稟議書、廃止決定書類などの証拠を準備しておくことが重要です。

キド先生からのコメント

有姿除却は、固定資産の実態に即した形で除却損の発生時期を明確にできる制度です。ただし、「本当に再使用の可能性がないか」を客観的に示す必要があります、判断を誤ると否認されるリスクもあります。実際に適用を検討される際は、必ず顧問税理士にご相談のうえ進めてください。

